

第9回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は会議体の名称		第9回教育委員会臨時会議事要録
事務局（担当課）		教育部庶務課
開催日時		令和6年7月22日 午前10時00分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	金子 智雄（教育長）、 新井 裕（教育長職務代理者）、大澤 誠、岩井 由美子、富士原 紀絵
	その他	教育部長、庶務課長、教育施策推進担当課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、庶務課担当係長、庶務課学芸員
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係員
公開の可否		一部公開 傍聴人 1人
非公開・一部公開の場合は、その理由		報告事項第4号は、個人が特定され得る情報を含むため非公開とする。
会議次第		第19号議案 豊島区文化財の登録について（文化財保護審議会への諮問）について（庶務課） 第20号議案 豊島区教育委員会いじめ調査委員会の委嘱について（指導課） 報告事項第1号 令和6年度 文化財に関する事業の実施状況について（第1四半期）（庶務課） 報告事項第2号 令和6年度SDGs フェスティバルの開催について（教育施策推進担当課長） 報告事項第3号 令和7年度入学 隣接校選択制度受入枠の設定について（学務課） 報告事項第4号 区立幼稚園におけるトラブルの対応について（指導課） 報告事項第5号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の立案請求について（指導課）

休憩時間：00：00

終了時間：11：00

第9回教育委員会臨時会議事要録

開催日 令和6年7月22日

開催場所 教育委員会室

事務局)

皆様、おそろいでございます。

本日、傍聴の方、1名いらっしゃいます。

金子教育長)

おはようございます。

それでは、第9回教育委員会臨時会を開催させていただきます。

本日の署名委員をお願い申し上げます。大澤委員、岩井委員、宜しくお願いいたします。

次に、本日、非公開とする審議について、案件の確認をさせていただきます。

報告事項の第4号、区立幼稚園におけるトラブルの対応についての1件でございます。
案件について、個人が特定され得る情報を含んでご説明をするため、非公開とさせていただきます。ご異議ございませんでしょうか。

(委員全員了承)

金子教育長)

それでは、本件について非公開とさせていただきます。

本日、傍聴1名ということでございます。宜しいでしょうか。

(委員全員了承)

金子教育長)

それでは、お入りください。

<傍聴人入場>

(1) 第19号議案 豊島区文化財の登録について（文化財保護審議会への諮問）について

金子教育長)

それでは、議事に入ります。まず、第19号議案、豊島区文化財の登録について、これは諮問ですね。ご説明をお願いいたします。

庶務課長。

<庶務課長、庶務課学芸員 資料説明>

金子教育長)

二つ案件について、説明がありました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

1件が駒込で、1件が目白でございます。

新井委員)

いいですか。

新井委員)

どうぞ、新井委員。

新井委員)

不勉強で申し訳ありませんが、お尋ねします。今後このような例えば、三山信仰など、かなり希少なものであるということが分かりましたので、それは豊島区教育委員会として、文化財ということでその場に何か表示をするというような予定はありますか。

今後のことで、すみませんが、教えていただければと思います。

金子教育長)

現時点の予定ということでお答えいただければと思います。

金子教育長)

庶務担当係長。

庶務担当係長)

石碑は、まだ文化財の登録物件になっておりませんので、これから詳細の調査をして、こういった価値があるのかということも含めて、調査した上で登録するかどうかの判断をすることになるかと思います。

その辺の詳細な調査についてはまだ行っておりませんので、もう少し調査をさせていただいて、石碑については、文化財登録する際には改めてお諮りするようになります。

金子教育長)

宜しいでしょうか。

ですから、現時点ですぐに何か看板を出すというような、タイミングではないということです。

新井委員)

承知しました。

金子教育長)

この後、今の説明が本当に間違いないということを権威のある方々からお墨つきをいただいて、さらに、相当なものなのか、まあまあなものなのかそれも含めて、いろいろご評価いただいてということになると思います。また改めてということですが、宜しいですか。

新井委員)

面白いと思いました。

金子教育長)

どうぞ、新井委員。

新井委員)

駒込の猫の発掘も、この目白の内容についても、いわゆる武家屋敷というか、庶民とか、例えば金沢の、江戸時代の読み物に出てくるようなメディアのものです。ですから、非

常に興味を持たれている方、地域でも多かろうと思います。しっかりと確定がされれば、豊島区教育委員会として、出来ればこういうものだというような表示をしていただけると、地域もそうでしょうし、都内、あるいは日本全国で興味を持っている方々が足を向けてくることに繋がると思ったのでお尋ねいたしました。どうもありがとうございました。
金子教育長)

他にございますか。

大澤委員、駒込ですがいいですか。

大体、位置的なことは分かると思いますが。

大澤委員)

大体、部坂耳鼻科というのがあって、その近くですかね。

金子教育長)

このような場所だったということですね。

出羽三山とこういう縁があるというのは、私も初めて知りました。そう言われれば、そういう神社があったなという程度でしたので、これから、もしその辺りが深く分かってくると、豊島区の歴史もまた豊かになるというように思います。

宜しければ、この2件について諮問させていただき、答申をいただくということにさせていただきます。

ありがとうございました。

(委員全員異議なし 第19号議案了承)

(2) 報告事項第1号 令和6年度文化財に関する事業の実施状況について(第1四半期)

金子教育長)

報告事項第1号、関連ですので、先にやりたいと思います。令和6年度の文化財に関する事業の実施状況につきまして、お願いいたします。

庶務課長。

<庶務課長、庶務課学芸員 資料説明>

金子教育長)

報告、説明が終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

結果の報告なので、これで宜しいですが、雑司が谷遺跡のところで8月に本発掘をやるという話がありましたので、今の時点で計画されている本発掘というのはそれだけなのでしょう。教えてください。

庶務課学芸員。

庶務課学芸員)

今現在、日程が定まっているのはこの雑司が谷遺跡だけですが、10番の染井遺跡、駒込4-9-27で試掘調査、この案件の本調査を行う予定で調整を行っております。

金子教育長)

1 件、そうですか。

庶務課学芸員)

大乘教団という宗教施設があった場所になりまして、こちらの建物の建て替え工事に伴う調査になります。

屋敷の中を調査する予定です。

金子教育長)

屋敷ですね。

ありがとうございました。

1 件ないしは 2 件の今後本調査の予定があるということでございました。宜しいでしょうか。

それでは、本件については了解をさせていただきます。

(委員全員異議なし 報告事項第 1 号了承)

(3) 第 20 号議案 豊島区教育委員会いじめ調査委員会の委嘱について

金子教育長)

続きまして、第 20 号議案へ参ります。豊島区教育委員会いじめ調査委員会の委嘱についてご説明をお願いします。

指導課長。

<指導課長 資料説明>

金子教育長)

説明終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

それでは、この 4 名の方に調査委員として、委嘱をさせていただきたいと思います。

宜しくお願いいたします。

(委員全員異議なし 第 20 号議案了承)

(4) 報告事項第 2 号 令和 6 年度 SDG s フェスティバルの開催について

金子教育長)

続きまして、報告事項第 2 号ですね。令和 6 年度 SDG s フェスティバルの開催につきまして、ご説明をお願いいたします。

教育施策推進担当課長。

<教育施策推進担当課長 資料説明>

金子教育長)

説明ありがとうございました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

フェスティバルはこれで 3 回目でしたか。

教育施策推進担当課長。

教育施策推進担当課長)

令和 3 年度からなので 4 回目になります。これまで大体午後の開催でしたので、7 校ぐらい出たところです。

金子教育長)

宜しいでしょうか。

いわゆる学校での学習発表会という、子供が頑張って、「えらいね」と先生がサポートするくらいの感じですが、本区でやってきているSDGsの特徴としては、学校の中だけではなくて、必ずどなたか地域の方々、あるいは大学でもいいです。民間の企業の場合もありました。そのような外の方と繋がってというか、そういう方々に応援してもらって、とにかく一緒に子供たちがやるということです。基本は大人と子供が、ふだん、こんなことをしていますということを発表します。これまではそのような会になってきているということでございます。ご覧いただければと思います。

ありがとうございました。それでは、本件については了解をいたしました。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(5) 報告事項第3号 令和7年度入学隣接校選択制度受入枠の設定について

金子教育長)

続きまして、報告事項第3号、令和7年度の入学に関して、隣接校選択制度の受入枠の設定について、ご説明をお願いします。

学務課長。

<学務課長 資料説明>

金子教育長)

説明終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

宜しいでしょうか。

富士原委員)

すみません。

金子教育長)

どうぞ、富士原委員。

富士原委員)

初めてのことなので。

隣接校選択制とは、どのようなものですか。

金子教育長)

どこまでが選べるのか。基本的なところをご説明をお願いします。

学務課長。

学務課長)

隣接校選択制度につきましては、まさしくこの学区ごとに隣り合っている学校が選べるようになっておりまして、新1年生が制度によって入学する学校の希望を出すことが出来るという制度でございます。

金子教育長)

大丈夫ですか。

富士原委員)

隣り合っていないと駄目ですか。

金子教育長)

学務課長。

学務課長)

隣り合っていない学区はこの隣接校選択制では選ぶことが出来なくなっておりますが、何らかの事情で、例えば引っ越しを予定しているなどといったことで学校を変えたいというときは指定校変更という、また別の制度がございます。

富士原委員)

そうですか。

学務課長)

隣接校選択とは別の事情で学校を替えることもあり得るものでございます。

富士原委員)

ありがとうございます。

金子教育長)

それで宜しいですか。

他にございますか。

増減がございますので、小学校22校のうちの12校が原則35人で、1クラスが出来ずに12校が制限を受けています。それから中学校は2校ですが、生徒数が増えているものですから、原則通りなかなかいかないという状況になっております。

この先はまた人口がどうなっていくのかということもありまして、何とも言えませんが、そのようなことを受けての、受入枠の設定ということになっているかと思います。また、推移を見ていただければと思います。宜しくお願いいたします。

本件については了解をさせていただきます。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(6) 報告事項第5号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について

金子教育長)

続きまして、報告事項第5号の方へ参ります。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、報告をお願いします。

指導課長。

<指導課長 資料説明>

金子教育長)

説明終わりました。子育てしながら働くための拡充制度かと思います。区役所全体も同じ、相当の流れになっているということでございますが、条例について、変更の請求をするということでございました。

ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

では、ないようですので、本件については了解をいただきました。立案請求をしてまいりたいと思います。宜しくお願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

金子教育長)

最後に報告事項4号ですが、内容が特定される情報が含むために非公開とさせていただきます。

ありがとうございました。

<傍聴人退場>

(7) 報告事項第4号 区立幼稚園におけるトラブルの対応について

金子教育長)

それでは、報告事項第4号に参ります。区立幼稚園におけるトラブルの対応について、ご説明をお願いします。

個人が特定され得る情報を含む案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

金子教育長)

特にございませんでしたら、第9回の教育委員会臨時会につきましては以上で締めさせていただきます。

宜しいですか。ありがとうございました。

(午前11時00分 閉会)